

令和2年8月27日

## 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

本事業の運営権設定対象施設である4発電所（小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所、春米発電所）は、運用開始後半世紀以上に亘り、地球温暖化対策を背景とした県内における再生可能エネルギーの普及拡大及び安定供給並びに発電収益を活用した鳥取県の施策展開といった点で地域に貢献している。

本事業は、老朽化した発電施設について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した施設改修及びその後の効率的な運営維持に、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を全面的に活用することにより、発電施設の長寿命化、民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、県利益の最大化を図ることを目的としています。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：M&C鳥取水力発電株式会社

※M&C鳥取水力発電株式会社は、本事業実施のために三峰川電力株式会社（代表企業、本社所在地：東京都中央区）、中部電力株式会社（本社所在地：愛知県名古屋市）、株式会社チュウブ（鳥取県東伯郡）、美保テクノス株式会社（本社所在地：鳥取県米子市）の出資により設立された特別目的会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上